

## 新型コロナウイルス感染症対策の移行について

【これまでの本県の対策】 法的根拠:特措法第 24 条第 9 項に基づく要請 対象期間:5月15日から5月31日まで	【基本的対処方針(5/25)】 根拠:任意の要請 対象期間:5月25日から	【5月26日以降の本県の対策】 根拠:任意の要請 対象期間:5月26日から7月31日まで
	<p>都道府県は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、住民や事業者に対して、以下の取組を行うものとする。その際、「新しい生活様式」が社会経済全体に定着するまで、一定の移行期間を設けることとし、概ね 3 週間ごと(例えば、①6 月 18 日までの 3 週間程度、②その後の 3 週間程度、③②の後の 3 週間程度)に地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、外出の自粛、催物(イベント等)の開催制限、施設の使用制限の要請等を段階的に緩和するものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>① (5/25~)6/1~6/18 ② 6/19~7/9 ③ 7/10~7/31</p> </div>	<p><b>移行期間について</b></p> <p>令和2年5月25日に緊急事態宣言が解除されたことに伴い、「新しい生活様式」の定着等を前提として一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>移行期間…5月26日から7月31日までの約2か月間</li> <li>段階的緩和…地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価するための期間として3週間程度必要であるため、外出の自粛、催物(イベント等)の開催制限について、目安として①6月1日、②6月19日、③7月10日からそれぞれ段階的に緩和することとする。</li> </ul> <p>ただし、一部の地域で感染拡大の兆候やクラスターの発生が見られるなどの場合は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請を行うことがある。</p>
<p><b>1 外出について(県民向け)</b></p> <p>○ 「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着が図られるよう、「10 のポイント」「新しい生活様式の実践例等」を住民に周知する。</p> <p>○ 不要不急の帰省や旅行など、特定警戒都道府県への移動は避けるよう依頼。また、その他の都道府県についてもなるべく移動を控えるよう依頼する。</p> <p>○ これまでクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある場に行く場合には、施設管理者が実施する感染予防策の確認等をした上で、感染防止等を徹底するなど特に注意するよう呼びかける。</p> <p>※これまでクラスターが発生した施設例(スポーツジム、スポーツクラブ教室等の屋内運動施設、バー、カラオケ、ライブハウス、キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店)を記載</p>	<p><b>1 外出の自粛要請等</b></p> <p>① 「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」などの手指衛生をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着が図られるよう、あらゆる機会を捉えて、4月22日の専門家会議で示された「10 のポイント」、5月4日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」等について住民や事業者へ周知を行うこと。</p> <p>② 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、5 月末までは、感染拡大防止の観点から避けるよう促すこと。 その後、①の段階においては、5月25日の緊急事態宣言解除の際に特定警戒都道府県であった地域との間の移動は、慎重に対応するよう促すこと。</p> <p>③ また、観光振興の観点からの人の移動については、まずは県内観光の振興から取り組むこととし(①の段階からが想定される)、その状況を踏まえつつ、県外からの人の呼び込みを実施すること(②の段階からが想定される)。</p> <p>④ これまでにクラスターが発生しているような施設への外出は、5月末までは、感染拡大防止の観点から避けるよう促すこと。 その後、施設や業態の特性等による感染拡大リスクを考慮し、(1)業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されるなど感染防止策が徹底されれば一定の安全性が確保できると考えられる業種(※カラオケ、スポーツジム等)については、ガイドラインの徹底等を前提として、①の段階からの外出の自粛要請等の緩和を検討すること。 一方、(2)現段階において一定の安全性を確保することが難しいと考えられる業種(※接待を伴う飲食業、ライブハウス等)については、①の段階において、施設や業態の特性等に応じた感染防止策に関して、専門家の意見を聴きつつ更に検討された結果を踏まえ(※6/18までにガイドラインを策定予定)、感染防止策の徹底等により一定の安全性が確保され则认为られる場合には、②の段階からの外出の自粛要請等の緩和を検討すること。</p> <p>⑤ 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、外出の自粛に関して速やかに住民に対して必要な協力の要請等を行うこと。</p>	<p><b>1 外出について</b></p> <p>① 「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着が図られるよう、「10 のポイント」「新しい生活様式の実践例等」を住民に周知する。</p> <p>② 5月31日までは、不要不急の帰省や旅行など、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県への移動は避けるよう依頼する。また、その他の府県についてもなるべく移動を控えるよう依頼する。 ①6月1日から6月18日までは、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県への移動は、慎重に対応するよう依頼する。</p> <p>③ 観光事業者には、①6月18日までは、県外からの観光客の呼び込みは、なるべく控えるようにし、県内の観光から徐々に取り組むよう依頼する。 ◆段階的な緩和措置については表を作成。</p> <p>④ これまでクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある場に行く場合には、施設管理者が実施する感染予防策の確認等をした上で、感染防止等を徹底するなど特に注意するよう呼びかける。</p> <p>※これまでクラスターが発生した施設例(スポーツジム、スポーツクラブ教室等の屋内運動施設、バー、カラオケ、ライブハウス、キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店)を記載</p>

【これまでの本県の対策】

【基本的対処方針(5/25)】

【5月26日以降の本県の対策】

<p><b>2 職場における取組について(事業者向け)</b></p> <p>○事業者に対し、在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進するよう、協力を依頼するとともに、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう依頼する。</p> <p>※感染防止のための取組例(手洗い、手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等)を記載</p>	<p><b>2 職場における感染防止対策等に係る取組の要請</b></p> <p>① 事業者に対して、引き続き、在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけるとともに、職場や店舗等に関して、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践をはじめとして、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう働きかけること。</p>	<p><b>2 職場における取組について</b></p> <p>① 事業者に対し、在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進するよう、協力を依頼するとともに、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう依頼する。</p> <p>※感染防止のための取組例(手洗い、手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等)を記載</p>																		
<p><b>3 催物(イベント等)開催について(催物主催者向け)</b></p> <p>○全国かつ大規模な催物等(※)の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を要請する。</p> <p>※大規模な催物等に当たらない場合の目安 屋内…100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数のもの 屋外…200人以下、かつ人との距離を十分に確保できるもの</p> <p>○上記以外の全ての催物(イベント等)について、感染防止対策の徹底を要請する。</p> <p>※感染防止対策の取組例(人と人との間隔はできるだけ2mを目安に確保する、大声での発声・歌唱や声援・又は近接した距離での会話等が想定される場合はマスク着用や適切な距離を確保する、その他、入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、室内の換気等を行う)を記載</p> <p>○接触率の低減や感染の拡大防止に寄与するため、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、スマートフォンを活用した接触確認等を促す。</p>	<p><b>3 催物(イベント等)開催の自粛要請</b></p> <p>① 催物等の開催に対する中止又は延期要請等については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に、①～③の概ね3週間ごとに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、段階的に規模要件(人数上限)を緩和すること。その際、屋内で開催される催物等については、収容定員に対する参加人数の割合を半分程度以内とする要件を付すこと。</p> <p>また、催物等の態様(屋内であるか、屋外であるか、また、全国的なものであるか、地域的なものであるか等)や種別(コンサート、展示会、スポーツの試合や大会、お祭りなどの行事等)に応じて、開催の要件や主催者において講じるべき感染防止策を検討すること。</p> <p>② なお、全国的な人の移動を伴うような規模の大きなイベント(スポーツの試合等)については、段階的な緩和を図っていく中で②の段階が想定される、まずは無観客での開催を求めること。</p> <p>③ 上記の移行期間において、各段階の<u>一定規模(※下記)</u>以上の催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求めること。</p> <table border="1" data-bbox="824 858 1451 938"> <tr> <td>①</td> <td>5/26～6/18</td> <td>屋内</td> <td>100人以下(定員の半分以下)</td> <td>屋外</td> <td>200人以下</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>6/19～7/9</td> <td>〃</td> <td>1,000人以下(〃)</td> <td>〃</td> <td>1,000人以下</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>7/10～7/31</td> <td>〃</td> <td>5,000人以下(〃)</td> <td>〃</td> <td>5,000人以下</td> </tr> </table> <p>④ 催物等の開催にあたっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、催物の開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されている接触確認アプリの活用等について、主催者に周知すること。</p> <p>⑤ 感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行うこと。</p>	①	5/26～6/18	屋内	100人以下(定員の半分以下)	屋外	200人以下	②	6/19～7/9	〃	1,000人以下(〃)	〃	1,000人以下	③	7/10～7/31	〃	5,000人以下(〃)	〃	5,000人以下	<p><b>3 催物(イベント等)開催について</b></p> <p>① 「新しい生活様式」や業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策が講じられるよう要請する。</p> <p>② 各段階の一定規模以上の催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。</p> <p>◆段階的な緩和措置(各段階における規模の目安)については表を作成。</p> <p>③ 催物等の開催にあたっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、催物の開催中や前後における選手、出演者や参加者等に対する主催者による感染防止のための行動要請等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、みやぎお知らせコロナアプリ(MICA)、接触確認アプリの活用等について、主催者に依頼する。</p> <p>※感染防止策の取組例 …人と人との間隔はできるだけ確保する、大声での発声・歌唱や声援・又は近接した距離での会話等が想定される場合はマスク着用や適切な距離を確保する、その他、入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、室内の換気等を行う等</p>
①	5/26～6/18	屋内	100人以下(定員の半分以下)	屋外	200人以下															
②	6/19～7/9	〃	1,000人以下(〃)	〃	1,000人以下															
③	7/10～7/31	〃	5,000人以下(〃)	〃	5,000人以下															

【これまでの本県の対策】

4 施設における取組について(施設管理者向け)

○ これまでクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者に対して必要な協力を依頼する。

(必要な協力の具体例)

・「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「利用者等のマスクの着用」等を行うことを含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとして、基本的な感染対策の徹底や、「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫(例)」等を参考にした対応を依頼。

○ 事業者等において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう依頼する。

○ 接触率の低減や感染の拡大防止に寄与するため、施設利用者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、スマートフォンを活用した接触確認等を促す。

※これまでクラスターが発生した施設例(スポーツジム、スポーツクラブ教室等の屋内運動施設、バー、カラオケ、ライブハウス、キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店)を記載

【基本的対処方針(5/25)】

4 施設における感染防止対策の徹底の要請

① これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、引き続き、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼すること。その際、前述した「外出の自粛等」に関する「これまでにクラスターが発生しているような施設」に係る取扱いと同様に対応すること。

【「外出の自粛等」における「これまでにクラスターが発生しているような施設」に係る取扱い】

これまでにクラスターが発生しているような施設への外出は、5月末までは、感染拡大防止の観点から避けるよう促すこと。

その後、施設や業態の特性等による感染拡大リスクを考慮し、(1)業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されるなど感染防止策が徹底されれば一定の安全性が確保できると考えられる業種(※カラオケ、スポーツジム等)については、ガイドラインの徹底等を前提として、**①**の段階からの外出の自粛要請等の緩和を検討すること。

一方、(2)現段階において一定の安全性を確保することが難しいと考えられる業種(※接待を伴う飲食業、ライブハウス等)については、**①**の段階において、施設や業態の特性等に応じた感染防止策に関して、専門家の意見を聴きつつ更に検討された結果を踏まえ(※6/18までにガイドラインを策定予定)、感染防止策の徹底等により一定の安全性が確保され则认为られる場合には、**②**の段階からの外出の自粛要請等の緩和を検討すること。

② 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、施設の使用制限等を含めて、速やかに施設管理者等に対して必要な協力の要請等を行うこと。

【5月26日以降の本県の対策】

4 施設における取組について

① これまでクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者に対して必要な協力を依頼する。

(必要な協力の具体例)

・「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「利用者等のマスクの着用」等を行うことを含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとして、基本的な感染対策の徹底や、「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫(例)」等を参考にした対応を依頼。

② 事業者等において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう依頼。

③ 施設利用者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、みやぎお知らせコロナアプリ(MICA)や、接触確認アプリの活用等について、主催者に周知する。

※これまでクラスターが発生した施設例(スポーツジム、スポーツクラブ教室等の屋内運動施設、バー、カラオケ、ライブハウス、キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店)を記載